

令和元年 5 月 27 日

事務担当者様

日本 IT ソフトウェア企業年金基金

仮想個人勘定残高の「お知らせ」について

平素より当基金の事業運営に格別のご理解とご協力を賜りまして、誠にありがとうございます。
ございます。

当基金では、加入者の皆様に退職後のライフプランのご参考としていただくため、
毎年 5 月後半に前年度末（当年 3 月末）時点の「仮想個人勘定残高」をお知らせする
こととしています。

本年につきましても、個人ごとの平成 30 年度末（平成 31 年 3 月末）時点の仮想
個人勘定残高の「お知らせ」を作成しました。本日（令和元年 5 月 27 日）各事業所
に宛てて発送しますので、加入者の皆様に配付していただきますようお願い申し上げ
ます。

なお、次ページ以降に「お知らせ」記載の用語の説明と想定されるご質問に対する
回答を掲載しましたので、ご参照いただければ幸いです。

〈お問い合わせ〉
業務グループ 電話：03-5114-5517（代表）

〈用語説明〉

① 仮想個人勘定残高

当基金には、「第1年金」と「第2年金」の2つの制度があり、それぞれに「第1仮想個人勘定残高」「第2仮想個人勘定残高」があります。なお、掛金は全額事業主のご負担です。加入者個人のご負担はありません。

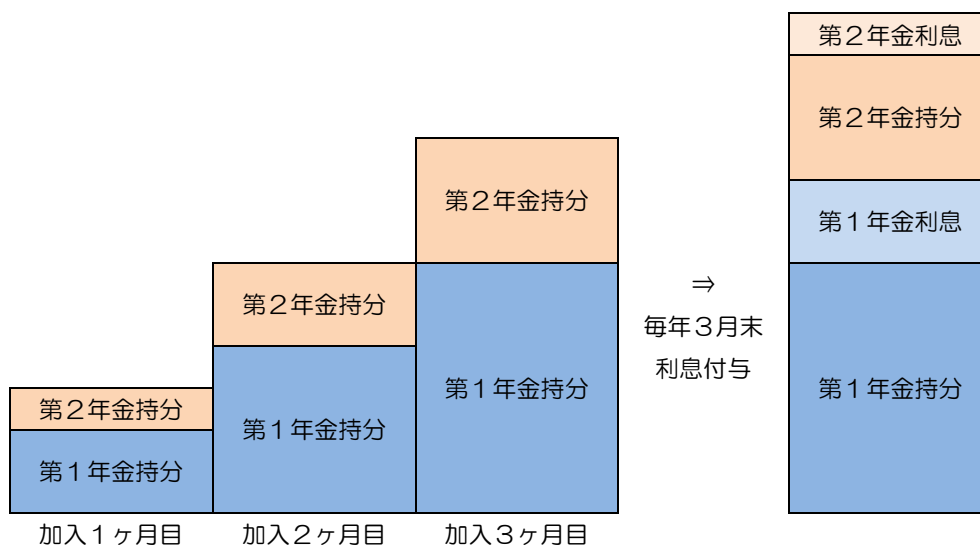
第1年金（平成28年7月1日スタート）

第1標準掛金	第1基準給与（年2回厚生年金の標準報酬月額に連動して変更） × 1.1%
<ul style="list-style-type: none"> ・関東ITS厚生年金基金の後継制度として設計された制度です。 ・関東ITS厚生年金基金の分配金の移行先となります。 	

第2年金（平成27年10月1日スタート）

第2標準掛金	第2基準給与 = 口数 × 1000円（口数は事業所の設定により1口～30口）
<ul style="list-style-type: none"> ・関東ITS厚生年金基金から第1年金への制度変更に伴う給付水準の低下を補うために設計された制度です。 ・第1年金に加入している事業所は第2年金を追加で実施することができます。 ・平成28年7月以降新規にご編入いただいた事業所は、原則として、第2年金のみ実施しています。 	

仮想個人勘定残高は給付の基礎となる数値（金額）です。月々の掛金そのまま持分として付与され、加入中は毎年3月末に利息が付与されます。



退職などにより当基金の加入者資格を喪失すると、加入者期間（※）が3年以上ある方には給付を受ける権利が発生します。給付を一時金として受ける場合は、その時点の仮想個人勘定残高を第1・第2のそれぞれで100円未満の端数を切り上げ、合計した金額となります。

※関東ITソフトウェア厚生年金基金の分配金や以前加入していた年金制度の資産などを当基金に移換した（持ち込んだ）方については、移換した資産の算定基礎期間を当基金の加入者期間と通算します。また、当基金の一時金を受けるために必要な期間が「3年以上」ではなく、「1ヶ月以上」となります。

② 当年度持分付与額

平成30年4月分から平成31年3月分までの標準掛金の合計額です。また、平成30年度中に以前加入していた年金制度の資産を持ち込んだ方は、持ち込んだ資産の額がこの額に含まれています。

[持分付与の例]

第1基準給与 平成30年 4月分 ～ 平成30年 9月分 320,000円
平成30年10月分 ～ 平成31年 3月分 340,000円

320,000円 × 1.1% × 6ヶ月分 = 21,120円
340,000円 × 1.1% × 6ヶ月分 = 22,440円 計43,560円

特に、関東ITソフトウェア厚生年金基金の分配金の交付を受けた方については、その額を（ ）内に再掲しています。分配金は、平成28年7月と平成30年6月の2回に分けて交付を受けており、ここで再掲されている額は、平成30年6月に交付を受けた額です。平成30年8月に配付した、分配金についての通知をあわせてご参照ください。

③ 当年度利息付与額

加入中は毎年3月末に利息が付与されます。利息には、直前の利息付与日（前年度末）における仮想個人勘定残高に付与される「第1利息」と直前の利息付与日以降付与された持分付与額に付与される「第2利息」があります。

第1利息の計算式： $A1 \times B \times C1 \div 12$

A1：直前の利息付与日における仮想個人勘定残高

B：利息付与率（再評価率）

C1：直前の利息付与日の翌日の属する月から利息付与日の属する月までの月数

第2利息の計算式： $A2 \times B \times C2 \div 12$

A2：直前の利息付与日以降、利息付与日までに付与された持分付与額

B：利息付与率（再評価率）

C2：A2の持分付与額が付与された持分付与時の属する月から利息付与日の属する月までの月数

利息付与率（再評価率）は前年1月から12月までの間に係る複合ベンチマーク収益率から0.5%を控除した率で、毎年4月に改定されます（上限5.0% 下限0.0%）。平成30年4月から平成31年3月までの利息付与率は3.8%です。

[利息の計算例]

平成30年3月末時点仮想個人勘定残高：30589円

第2標準掛金：1000円（1口）

第1利息

$$30589 \times 3.8 \div 100 \times 12 \div 12 = \underline{1162.382\text{円}}$$

第2利息

平成30年4月分 $1000 \times 3.8 \div 100 \times 12 \div 12 = 38$

5月分 $1000 \times 3.8 \div 100 \times 11 \div 12 = 34.8333\cdots$

⋮

⋮

平成31年2月分 $1000 \times 3.8 \div 100 \times 2 \div 12 = 6.3333\cdots$

3月分 $1000 \times 3.8 \div 100 \times 1 \div 12 = 3.1666\cdots$

小計 247円

$$1162.382 + 247 = 1409.382 \quad 1\text{円未満端数切り上げ} \quad \underline{1410\text{円}}$$

※第1利息は「第1年金に付与される利息」ではありません。前年度末時点の仮想個人勘定残高に付与される利息です。第1年金と第2年金の両方に加入している場合、それぞれの仮想個人勘定残高ごとに第1利息と第2利息を計算します。

〈FAQ〉

Q1 退職した加入者の「お知らせ」が届きました。

A1 「お知らせ」を作成したデータの基準となった届書の締切日は次のとおりです。

- ・加入者資格の喪失及び加入者氏名の変更 : 4月24日までに受付
- ・加入者資格の取得及び基準給与の変更・訂正 : 4月5日までに受付

退職した加入者の方の「お知らせ」が届いたとすれば、「加入者資格喪失届」を4月25日以降に受け付けたケース、またはまだご提出いただけていないケースと思われる。

加入者資格を喪失し、給付を受ける権利が発生した方には、「加入者資格喪失届」をご提出いただいてから3～5週間後に、資格喪失時の仮想個人勘定残高に基づき、給付のご案内をお送りします。

したがって、このたびお送りした「お知らせ」は不要と思われるので、破棄していただいて差し支えありません。

Q2 今年4月に入社した加入者の「お知らせ」が届いていません。

A2 このたびの「お知らせ」は平成31年3月末時点の仮想個人勘定残高をご案内するものです。4月以降に加入者となった方の分は作成していません。

Q3 65歳以上の者の「お知らせ」が届いていません。

A3 当基金では加入者の年齢の上限が65歳です。加入者ではないため、65歳以上の方の分の「お知らせ」は作成していません。

65歳到達で加入者資格を喪失した方には、退職した方と同様に、資格喪失届をご提出いただいてから3～5週間後に給付のご案内を送付しています。

Q4 62歳以上65歳未満の者の「お知らせ」が届いていません。

A4 前述したように当基金では加入者の年齢の上限が65歳であるため、加入者資格取得届が提出された際、65歳到達まで加入しても加入者期間が3年に満たない方（給付を受ける権利が発生しない方）については、加入者としません。

ただし、62歳以上65歳未満の方でも、次のいずれかに該当する場合は加入者となります。

- i 平成28年6月30日以前から関東ITソフトウェア厚生年金基金の加入員であり、引き続き当基金の加入者となった場合
- ii 関東ITソフトウェア厚生年金基金の分配金を当基金に持ち込み、受給待期者となっていた方が当基金に加入した場合
- iii 加入者資格を喪失し、給付を受ける権利が発生した方が給付を受けることなく当基金に再加入した場合

Q5 加入者期間が3年未満の者にも「お知らせ」が届きましたが、この者がすぐに退職した場合も給付が受けられるのでしょうか。

A5 当基金の給付を受けるには、原則として加入者期間が3年以上必要です。退職などにより加入者資格を喪失した時点で期間が3年未満の方は給付が受けられません。このたびの「お知らせ」は3月末時点の仮想個人勘定残高を把握していただくためのものであるとお考えください。

ただし、関東ITソフトウェア厚生年金基金の分配金や以前加入していた制度の資産などを当基金に持ち込んだ方については、持ち込んだ資産を算定基礎期間を当基金の加入者期間と通算します。また、当基金の一時金を受けるために必要な期間が「3年以上」ではなく、「1ヶ月以上」となります。

Q6 「平成31年3月末基準給与（参考）」から求めた標準掛金の額に12を乗じ、1年分の掛金額を算出しましたが、「当年度持分付与額」と一致しません。

A6 第1年金及び第2年金の変額コースでは、年2回、4月と10月に該当者について「基準給与変更届」をご提出いただくことにより基準給与が変更になることがあります。10月に「基準給与変更届」を提出し、基準給与が9月以前のものから変更になっていないかご確認ください。